

## 保険者機能強化推進交付金の概要について

### 1 交付金の趣旨

保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）は、平成 29 年に改正された介護保険法において創設され、平成 30 年度から実施している。

同交付金は、区市町村及び都道府県における高齢者の自立支援・重度化防止等に資する取組みを支援するため、国が定める客観的な評価指標により評価され、その達成状況に応じた交付金が交付される。

区市町村等は、評価指標を活用し、第 7 期計画における各種事業の取組みと目標の実施状況等を一体的に評価・検証するとともに、同交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組等の一層の強化を図ることが目的となる。

### 2 評価指標の構成及び平成 30 年度と令和元年度による比較

区分	I	II								III		合計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(1)	(2)		
指標内容	PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進								介護保険運営の安定化に資する施策の推進			
		地域密着型サービス	介護支援専門員・介護サービス事業所	地域包括支援センター	在宅医療・介護連携	認知症総合事業	介護予防／日常生活支援	生活支援体制の整備	要介護状態の維持・改善の状況等	介護給付の適正化	介護人材の確保		
平成 30 年度	配点	82	40	20	150	70	40	80	40	20	60	10	612
	大田区実績 (国評価含む)	70	40	20	140	55	40	50	20	20	50	10	515
令和元年度	配点	80	47	30	143	68	46	89	46	60	59	24	692
	大田区実績 (自己採点のみ)	78	39	20	126	56	41	62	36	0	42	12	512

### 3 平成 30 年度における大田区の評価結果及び交付額

評価結果 515 点 (612 点満点) ※詳細については裏面参照

交付内示額 100,477,000 円

### 4 交付金の額

(国予算) 200 億 (うち都道府県分が 10 億のため市町村分は 190 億)

《交付額の算定方法》

$$\begin{aligned}
 \text{各区市町村の交付額} &= \text{予算総額} \times \frac{\text{当該市区町村の評価点数} \times \text{当該市区町村の第 1 号被保険者}}{\text{(各区市町村の評価点数} \times \text{各区市町村の第 1 号被保険者) の合計}}
 \end{aligned}$$

## 5 令和元年度のスケジュール

平成 31 年 2 月 2019 年度の評価指標案の発出)

令和元年 6 月 該当状況調査の回答

7 月 評価結果・配分内示額の提示

9 月 交付申請

### 【参考】平成 30 年度における大田区と区部平均及び東京都平均の実績比較

区分	I	II								III		合計	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(1)	(2)		
指標内容	PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進								介護保険運営の安定化に資する施策の推進			
		地域密着型サービス	介護支援専門員・介護サービス事業所	地域包括支援センター	在宅医療・介護連携	認知症総合事業	介護予防／日常生活支援	生活支援体制の整備	要介護状態の維持・改善の状況等	介護給付の適正化	介護人材の確保		
平成 30年 度	大田区実績	70	40	20	140	55	40	50	20	20	50	10	515
	区部平均	69.3	27.8	17.4	123.7	55.4	38.9	63.5	37.8	19.1	38.3	10	504
	東京都平均	58.6	19.7	14.7	105.5	44.8	35.2	55.9	34	16.6	32.4	8.5	427.5